

平成29年8月
第
193
号



国保だより

KOKUHO-DAYORI

今月の被保険者数

(平成29年6月末現在)

人 口	141,624
世 帯 数	60,462
被保険者数	45,974
国保世帯数	24,484



所得申告をしましょう

次のいずれかに該当する場合は所得の申告をしましょう！

1. 国民健康保険に加入している方
2. 後期高齢者医療制度に加入している方

※ 400万円以下の年金収入のみの方または会社で源泉徴収されている給与収入のみの方は、申告は不要となりますが、医療費控除などを受ける場合には申告が必要です。ご注意ください。

所得の申告が無い場合には・・・

保険料の軽減措置が受けられなくなります

保険料の軽減措置は、国保加入者の世帯の所得が一定以下の場合に保険料の軽減を受けられる制度です。ただし、**国保加入世帯に未申告の方がいる場合**には所得の判定ができないため、**保険料の軽減措置を受けることができません**。同じく後期高齢者医療制度の被保険者とその世帯主が未申告の場合も軽減措置を受けることができません。

保険料の軽減措置のために所得の申告が必要な方は次のとおり。

- 国民健康保険の場合・・・国民健康保険の世帯主と加入している方全員
- 後期高齢者医療制度の場合・・・対象となる後期高齢者の方と世帯主



所得に応じた医療費負担の軽減が受けられなくなります

医療の給付のうち高額療養費は、国保加入者や後期高齢者医療制度加入者の高額な医療費の負担額を世帯の所得に応じた一定の限度額内に軽減する制度です。ただし、**国保加入世帯に未申告の方がいる場合**には所得の判定ができないため、**最高限度額が適用されることがあります**。後期高齢者医療制度加入の方も適切な給付を受けるために、被保険者本人と同じ世帯の方全員の申告をお願いします。

医療費負担の軽減のために所得の申告が必要な方は次のとおり。

- 国民健康保険の場合・・・国民健康保険の世帯主と加入している方全員
- 後期高齢者医療制度の場合・・・対象となる後期高齢者の方と同じ世帯の方全員

※所得申告がまだお済みでない方は、所得の有無に関わらず8月中に申告を行ってください。

お問い合わせ：
 国民健康保険課 電話：939-1212
 保険料係 (内線 2108・2119・2120)
 後期高齢医療係 (内線 2118・2128)



届いていますか？健康診断の受診券

健診受診の際は、「受診券」と「保険証」が必要です！



平成29年3月末頃、沖縄市から「青い封筒」が届いていませんか？



この封筒に、
下記の受診券が
同封されています！

沖縄市健診ガイド

※説明書



がん検診等受診券

※18歳以上の沖縄市民に発送



特定健診受診券

※40～74歳の国保加入者のみ同封



「あなたの
受診できる
健診項目」
が記載されて
います！

※健診項目（各健診には、対象条件があります。）

- ・胃がん検診
- ・肺がん・結核検診
- ・大腸がん検診
- ・乳がん検診
- ・子宮頸がん検診
- ・一般健診
- ・前立腺がん検診
- ・胃がんリスク検診
- ・肝炎ウイルス検診
- ・骨粗鬆症検診



「乳がん・
子宮頸がん検診」
について

- ・対象者
20歳以上の偶数年齢の女性
※がん検診等受診券の「あなたの受診できる健診項目」に「乳がん」「子宮頸がん」の記載があります。（別途、受診券の送付はありません。）
- ・無料クーポン券の対象者
子宮頸がん検診（今年度21歳の女性）
乳がん検診（今年度41歳の女性）
※無料クーポン券は、平成29年5月中旬に別途、お届けしています。（A4サイズの茶封筒に入っています。）

健診の詳細は、
「沖縄市健診ガイド」
で確認してくださいね～



問い合わせ先
沖縄市役所 市民健康課 健診係
電話番号：939-1212(内線2240)

平成29
年度

沖縄市国民健康保険収納対策緊急プラン

沖縄市では収納対策緊急プランを策定し、国民健康保険料の収納率向上に取り組んでいます。重点対策は以下のとおりです。

1. 国保資格及び国保料賦課の適正化

- (1) 他保険加入者の発見に努め、早期の資格喪失届の提出を勧奨します。
- (2) 未申告世帯への電話及び訪問による申告勧奨を行い賦課の適正化を図ります。

2. 収納体制の充実・強化

- (1) 保険料の納付相談や納付機会の拡大を図るため、下記のとおり夜間窓口を開設します。

場 所：沖縄市役所庁舎1階国民健康保険課窓口

開設日：毎週水曜日【祝日、慰霊の日（6月23日）・12月28日～1月3日はお休みとなります】

受付時間：17時15分～20時まで

取扱業務：①保険料の納付相談 ②保険料のお支払 ③保険証の更新

- (2) 被保険者の利便性の向上を図るため、コンビニ収納を実施します。
- (3) 口座振替を促進するため、窓口での勧奨や訪問による勧奨を積極的に行います。
- (4) 電話催告センターを設置し、滞納が累積しないよう納付を促します。

3. 滞納処分の実施

- (1) 滞納者の財産調査を実施し、預金・給与・売掛金・生命保険解約返戻金・国税還付金・不動産・自動車等の差押えを行います。



4. その他の取り組み

「国保だより」や「国保のしおり」を配布し、国保制度及び事業に関する周知、啓発を行います。



70歳以上の方の医療費の自己負担限度額が変わります

平成 29 年 8 月より、世代間の公平と負担能力に応じた負担とするため、高額療養費制度が改正されます。70歳以上の方は、医療費の自己負担限度額が下記のとおり変更されます。

【平成 29 年 7 月まで】

所得区分	外来（個人ごと）	外来 + 入院（世帯ごと）
現役並み所得者	44,400円	80,100円+(医療費-267,000円)×1% <44,400円> ※1
一般	12,000円	44,400円
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ	8,000円	15,000円



【平成 29 年 8 月から】

所得区分	外来（個人ごと）	外来 + 入院（世帯ごと）
現役並み所得者	57,600円	80,100円+(医療費-267,000円)×1% <44,400円> ※1
一般	14,000円 ※2	57,600円 <44,400円> ※1
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ	8,000円	15,000円

※1 過去 12 カ月以内に世帯単位の限度額を超えた月が 3 回以上あった場合、4 回目からの自己負担額は **44,400 円** に引き下げられます。(高額多数回該当)

※2 年間(8月～翌年7月)を通しての限度額は **144,000 円** になります。

《所得区分》

- 現役並み所得者：課税所得 145 万円以上の方などで、医療費の自己負担割合が 3 割の方。
- 一般：住民税課税世帯で、医療費の自己負担割合が 2 割または 1 割の方。
- 低所得者Ⅱ：住民税非課税世帯で、低所得者Ⅰ以外の方。
- 低所得者Ⅰ：住民税非課税世帯で、年金収入 80 万円以下の方。

問合せ：国民健康保険課 給付係（内線 2107・2112） / 後期高齢医療係（2128）

国民健康保険料コンビニ用納付書の取扱いについて

国民健康保険料は、県内金融機関に加えてコンビニエンスストアでも納付できます。

納付通知書と納付書は、綴じられていない単票形式となっておりますので、**期別・納期限をご確認の上、納付する期だけの納付書**を各金融機関、コンビニエンスストアへお出してください。

※期を誤って納付した場合でも**他の期への充当はできませんので**、納付書を十分ご確認ください。

※口座振替、年金からの特別徴収のみの方は納付書を同封してありません。

※県外在住の方は、これまでどおり郵便局（ゆうちょ銀行）をご利用下さい。



お詫びと訂正

国民健康保険料納付通知書に同封しております小冊子「平成 29 年度 国保のしおり」の 19 ページにおきまして、『自己負担限度額（月額）』の表中、『70 歳～74 歳（適用区分：一般）』の方の自己負担限度額を誤って掲載しております。正しくは下記のとおりとなりますので、お詫びして訂正いたします。

【70 歳～74 歳】		【70 歳～74 歳】	
適用区分	保険適用区分(月別) 外来のみ(個人ごと)	適用区分	保険適用区分(月別) 外来のみ(個人ごと)
一般	12,000 円	一般	14,000 円
	(誤)		(正)